

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の改定

工程表の位置付け等

- ・ 機構としての年金記録問題の作業目標を定めたもの(22年3月の機構理事会で決定)(24年3月23日の機構理事会で改定)
- ・ 22年度から25年度までの4年間を期間とし、年度毎に見直す

◎ 記録問題対策の今後のスケジュール

◎ 工程表改定のポイント

◎ 改定工程表の概要

◎ 改定工程表

(参考1) 記録問題の進捗状況

(参考2) 現在の工程表(概要)

平成24年4月23日
日本年金機構

記録問題対策の今後のスケジュール

	23年度	24年度	25年度
・年金記録の送付による 説明作業	<p>定期便・受給者便等</p>	<p>各種便の未送達者への再送付</p>	<p>黄色便 (10年未満)</p>
・紙台帳とコンピュータ 記録の突合せ	<p>引き続き、年齢の高い受給者から順次突合せを行う。</p>	<p>引き続き、受給者の突合せを行う。 ※被保険者の取扱いについて検討。</p>	
・厚生年金基金記録 との突合せ	<p>突 合 せ</p>		
・ねんきんネット、気になる 記録の確認キャンペーン	<p>年金見込額等の表示</p>	<p>5000万件の未統合記録のネット検索</p>	<p>気になる記録の確認キャンペーン</p>
		<p>「定期便」をインターネットで通知</p>	

工程表改定のポイント

【改定の基本的考え方】

- これまでの工程表の重点目標であった、ねんきん特別便等を始めとした各種便の処理について概ね目途が立ってきたこと、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業がこれまでのところ計画的に進んでいること等を踏まえ、
- 従来からの課題である「①紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ」、「②厚生年金基金記録との突合せ」に加え、4年間の年金記録問題対応の後半の取組みとして、新たに、「③未解決事例(持ち主不明記録)への対応」、「④今後の記録の正確性の確保対策」を盛り込んだ。

【主な取り組み】

①紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ関係

- 24年度末を目途に受給者の突合せ作業を進めるとともに、持ち主の手がかりが得られていない「今後、更に解明を進める記録等」について紙台帳検索システムを活用し、24年度末を目途に持ち主検索作業を進める。

②厚生年金基金記録との突合せ関係

- 第1次審査について、24年10月末までに厚生年金基金から審査の依頼があったものについて、24年度末までを目途に審査を進める。
- 第2次審査については、25年10月末までに厚生年金基金等から調査結果の報告のあったものについて、25年度末までを目途に記録訂正を進める。

③未解決事例(持ち主不明記録)への対応

- 現在未統合となっている記録等について、25年1月を目途に「ねんきんネット」から、氏名や事業所名での検索を可能とする。
- ご自身の記録に漏れや誤りの懸念がある方を対象に、25年1月を開始目途に年金事務所等に申し出ていただく「気になる記録の確認キャンペーン」を開始する。

④今後の記録の正確性確保対策

- ねんきん定期便について、節目年齢を除き、基本的に様式を「はがき化」し、読み易く確認し易くするとともに、「ねんきんネット」の利用者に対して、24年度以降の「ねんきん定期便」についてインターネットによる通知(電子版ねんきん定期便)を開始する。
- 基礎年金番号が未記載の資格取得届については、25年4月を目途に、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理とし、重複付番の疑いがないとの確認ができない限り通常の付番を不可とするなど、重複付番の発生を防止する。

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

実施作業	24年度										25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
1 資格照会 24年3月以前受付分											
[備考1]10年未満の黄色便	<p>・未統合記録と住基や氏名変更履歴などとの突合せにより氏名等が一致した記録のうち、これまで未送付であった未統合記録の加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、未統合記録の加入期間が10年未満の記録であっても年金受給に結びつく可能性もあることから、24年度中に黄色便を送付し、記録の確認作業を進める</p>										
[備考2]未送達者・未回答への対応	<p>・各種送付便が未送達の方に対し、住基により直近の住所を把握し、改めて送付し（24年2月開始）、記録の確認作業を進める ・特別便に回答のない方のうち、加入者には23年4月から定期便により回答の勧奨をしているが、年金受給者については、25年春から送付を予定している「ねんきんネット」のアクセスキーのお知らせと併せて回答の勧奨を実施する</p>										
[備考3]共済記録への対応	<p>・各共済組合等から送付された補正データにより記録の整備が行われたものから順次ご本人に回答を行う。整備の結果が本人申出と相違するもの等については共済組合等に照会を行い、24年中に回答を得て処理することを目指す</p>										
2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等	<p>(1) 突合せ作業</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;"> [24年度を目途に受給者の突合せを進め、25年度中を目途にお知らせを送付する] [[備考]被保険者の突合せは、厚生労働省と協議のうえ対応] </p> <p>(2) 紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;"> [24年度を目途に持ち主検索作業を進め、25年度中にお知らせを送付する] </p>										
3 厚生年金基金記録との突合せ	<p>①1次審査</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;"> [24年10月末までに基金等から審査依頼があったものについて、25年3月末までを目途に審査を進める] </p> <p>②2次審査</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;"> [25年10月末までに基金等から報告があったものについて、26年3月末までを目途に記録訂正を進める] </p>										
4 記録回復の促進	<p>・年金事務所段階での記録回復として、標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る基準（21年12月）、国民年金及び脱退手当金に関する基準（21年12月）、脱退手当金に関する基準（22年4月）、厚生年金特例法事案に係る包括的意見による基準等（23年10月）に基づき、記録回復を進める</p>										
5 再裁定等	<p>・再裁定の進達：年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する</p> <p>・再裁定の処理：2.5か月程度（進達期間を合わせて3か月程度）での処理を維持する</p> <p>・時効特例給付：概ね2か月程度とすることを目指す</p>										

未解決事例（持ち主不明記録）への対応

1 未統合記録の個人検索

- ・未統合記録等について、25年1月を目途に「ねんきんネット」から氏名や事業所名での検索を可能とする

2 気になる記録の確認キャンペーン

- ・ご自身の記録漏れや、誤りの懸念のある方を対象とし、年金事務所等で紙台帳検索システム等を活用して記録の確認を行う「気になる記録の確認キャンペーン」を開始する

今後の記録の正確性確保対策

1 ご本人による記録確認

(1) 節目年齢を除き「ねんきん定期便」のはがき化

- ・確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする

(2) 「ねんきん定期便」等のインターネットによる通知

- ・「ねんきんネット」の利用者について、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知(電子版ねんきん定期便)を開始する

2 基礎年金番号の重複付番への対策

- ・25年4月を目途に、基礎年金番号が未記載の資格取得届について、3項目が一致する番号が既にある場合、重複付番の疑いがないとの確認ができない限り通常の付番を行わない取扱いとする
- ・既に重複付番の疑いのある3項目が一致する基礎年金番号については、本部において、同一人の判定を行い、24年度は受給者分の、25年度は加入者分の重複付番の解消を進める

3 届出書の電子化等

- ・届書等の電子申請や電子媒体による届出を促進するとともに、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する

4 厚生年金基金への記録情報の提供

- ・国の保有する記録を、定期的に厚生年金基金に情報提供する仕組みについて、厚生労働省の検討結果を踏まえ26年度を目途に開始すべく準備をする

平成 22 年 3 月 26 日
日本年金機構理事会決定
平成 23 年 3 月 25 日改定
平成 24 年 3 月 23 日改定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 位置付け

1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

II 実施作業

1 資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便等)

- 24年3月以前に受け付けた一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便及び受給者便については、24年9月末(処理困難ケースについては12月末)までを目途に確認作業を行う。

※処理困難ケースとは、国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会

[備考1]未統合記録の加入期間が10年未満の黄色便の送付

- ・ 未統合記録約5,000万件と住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより氏名、生年月日及び性別が一致した記録のうち、これまで未送付であった未統合記録の加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、国民年金について過去10年遡って保険料納付が可能となり、10年未満の記録であっても年金受給に結びつく可能性もあることから、未統合記録の持ち主である可能性がある方に、24年度中に「年金記録確認のお知らせ」(黄色便)を送付し、記録の確認作業を進める。

[備考2]未送達者・未回答者への対応

- ・ 各種送付便（ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便、受給者便及び無年金・未請求者関係の「お知らせ」）が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークにより直近の住所を把握し、順次各種送付便を改めて送付し（24年2月開始）、記録の確認作業を進める。
- ・ ねんきん特別便に回答のない方のうち、加入者については、23年4月から「ねんきん定期便」のパンフレットにより回答の勧奨を実施しているが、年金受給者については、25年春から送付をすることを予定している「ねんきんネット」のアクセスキーのお知らせと併せて回答の勧奨を実施する。

[備考3]共済記録への対応

- ・ 共済期間の確認を要するものは、各共済組合等から機構に送付された補正データにより記録の整備が行われたものから順次ご本人に回答を行う。整備の結果が本人申出と相違するもの等については共済組合等に照会を行い、24年中に回答を得て処理することを目指す。

2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等

(1) 突合せ作業の実施

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施することとし、24年度を目途に受給者の突合せを進め、該当者へのお知らせを25年度中を目途にお送りする。

[備考]被保険者への対応

- ・ 被保険者に係る突合せについては、厚生労働省と協議しながら、その対応を進める。

(2) 紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業の実施

- 未統合記録の解明を促進するため、これまでの取組みでは持ち主の手がかりが得られていない「今後、更に解明を進める記録」等について、24年度を目途に紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業を進め、該当者へのお知らせを25年度中を目途にお送りする。

3 厚生年金基金記録との突合せ

- 第1次審査については、24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼があったものについて、25年3月末までを目途に審査を進める。
- 第2次審査については、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、26年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

[備考1]厚生年金基金からの審査の申出の促進

- ・ 厚生労働省の指導等により、第1次審査申出については24年10月末までに、第2次審査申出については25年10月末までに、厚生年金基金から審査申出が行われるよう申出を促進する。

[備考2]代行返上基金の記録の再整理

- ・ 承継基金等から依頼があった事案について、24年4月を目途に処理を開始する。

[備考3]国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案

- ・ 突き合わせる記録が見つからない原因を除去するための処理を24年4月を目途に開始する。

4 その他

(1) 年金事務所段階における記録回復の促進

- 標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準(21年12月)、脱退手当金に関する記録回復基準(22年4月)、厚生年金特例法事案に係る包括的意見に基づく記録回復基準(23年10月)等に基づき、記録回復を進める。

[備考] 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案の検討

- ・ 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案については、事案の調査・分析を行い、その結果を踏まえ具体的な対応方策について検討する。

(2) 再裁定等の円滑実施

- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、0.5か月の平均処理期間を維持する。また、再裁定の処理については、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。
- 時効特例給付の処理については、概ね2か月程度とすることを目指す。

Ⅲ 未解決事例(持ち主不明記録)への対応

各種送付便による確認、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ、厚生年金基金記録との突合せ等のこれまでの作業においてもなお未解決な事例(持ち主不明記録)に対応するため、以下の対応を行う。

(1) 未統合記録の個人検索

- 現在なお未統合となっている記録等について、25年1月を目途に、

「ねんきんネット」から、氏名や事業所名での検索を可能とする。

(2) 気になる記録の確認キャンペーン

- 25年1月を目途に、ご自身の記録に漏れや誤りの懸念がある方を対象に、年金事務所等に申し出ていただき、紙台帳検索システム等を活用して記録の確認を行う「気になる記録の確認キャンペーン」を開始する。

IV 今後の記録の正確性確保対策

1 ご本人による記録確認

(1) ねんきん定期便

- 確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。
なお、節目年齢（35歳、45歳、58歳）については、従来どおり封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知する。

(2) ねんきんネット

- 「ねんきんネット」の利用者に対し、24年度以降の「ねんきん定期便」についてインターネットによる通知（電子版ねんきん定期便）を開始する。
- 併せて、年金通帳について、23年11月に「ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会」でまとめられた報告書を受け、厚生労働省と協議しながら「e-年金通帳」（仮称）の実施に向けた準備を進める。

[備考]ねんきんネットサービスの充実

- ・ 「振込通知書」等についても24年6月を目途にインターネットによる通知を行い、ねんきんネットによるお客様サービスの充実を図る。

2 基礎年金番号の重複付番への対策

- 基礎年金番号が未記載の資格取得届について、3項目（氏名・生年月日及び性別）が一致する番号が既にある場合、現在は、調査票を送付して確認しているが、さらに、25年4月を目途に、他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）による別管理のためにシステムを改善し、重複付番の疑いがないとの確認ができない限り通常の付番を行わない取扱いとして重複付番の発生を防止する。
- 既に重複付番の疑いのある3項目が一致する基礎年金番号については、本部において同一人の判定を行い、24年度は受給者分の、25年度は加入者分の重複付番の解消を進める。

3 届出書の電子化等

- 届書等の電子申請や電子媒体による届出を促進するとともに、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する。

4 厚生年金基金への記録情報の提供

- 厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録を、定期的に厚生年金基金に情報提供する仕組みについて、厚生労働省の検討結果を踏まえ26年度を目途に開始すべく準備をする。

(参考)各事項について

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から22年11月にかけて送付をし、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○ねんきんネット

年金加入者や受給者の方がいつでもご自身の年金加入記録や年金見込額をインターネットで確認することができるサービス。
IDとパスワードを取得することにより自宅のパソコンで確認することができるほか、年金事務所や一部の市町村役場や郵便局でも確認することができる。

○年金事務所段階での記録回復基準

○21年12月

- ・標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件の記録に係る方のうち、従業員であった方の記録である場合
- ・申立期間が2年以下の国民年金の申立てであって、申立期間以外に国民年金加入期間の未納がない、申立期間と同期間において、配偶者や同居親族のいずれかが国民年金に加入かつ納付済みであるなどの要件を満たす場合
- ・脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、当時の被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がないなどの要件を満たす場合

○22年4月

- ・脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない、被保険者期間がある(まだら事案)などの条件を満たす場合

○23年10月

- ・2年以上も前の賞与の届出漏れが判明した場合
- ・同一企業(グループ)内の転勤で、2年以上も前の加入期間に1ヶ月以内のブランクがある場合
- ・国民年金の未納及び未加入期間の申立てであって、申立人が受領印があるなどの要件を満たす納付組織の預かり証を所持している場合
- ・国民年金に係る過年度の保険料納付の申立てであって、国民年金手帳記号番号の払出日において、過年度納付できる期間のうち、一部の期間が納付済みと記録されているなどの要件を満たす場合

○紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ

受給者や被保険者の加入記録のうち、紙台帳に記録された年金加入記録が正しくコンピュータに記録されているか再確認を行うほか、基礎年金番号に結び付かない未統合記録についても持ち主を検索する作業。
記録の誤りや漏れが確認された場合には、ご本人に通知し、年金受給中の方については、年金の再裁定を行い金額を正しく計算し通知するとともに、過去の支給分との差額を最初の裁定時に遡って支給している。

○厚生年金基金記録との突合せ

国が支給する厚生年金の一部を代行して給付を行う厚生年金基金の記録と、国が保有するコンピュータの加入記録が一致しているか再確認する作業。
一致していない場合には、いずれの記録が正しいか調査確認し、正しい記録に訂正し記録を一致させるとともに、受給者については年金の再裁定を行っている。

年金記録問題の進捗状況

1. 年金記録問題の問題の所在と対策

問題の所在	対 策		備 考
	事 項	内 容	
I. 未統合記録 (5095万件) の解決 〔どの基礎年金 番号にもつな がっていない 被保険者記録 をご本人の基 礎年金番号に 結びつける〕	①特別便	全ての受給者・加入者に加入記録を送付し、漏れや誤りを本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 名寄せ特別便 19年12月～20年3月 全員特別便 20年4月～20年10月 送付数 約1億873万人
	フォロー アップ 照会	20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認。 21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施し、23年3月までにほぼ終了。	
	②黄色便	未統合記録約5000万件について、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年6月～21年12月 送付数 約262万人
	③グレー便	マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年5月 送付数 約68万人
	④定期便	全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしている。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年4月～ 送付数 22年度 約6610万人
	⑤受給者便	厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年12月～22年11月 送付数 約2632万人
II. 記録の正確 性の確保 〔厚生年金の加入 期間や標準報酬、 国民年金の納付 記録等に誤りが あるものについ て適正化を図る〕	①紙台帳等と コンピュータ記録の 突合せ	高齢の年金受給者の方などから順番にコンピュータ記録と紙台帳等の内容を照合し、不一致があった場合には、ご本人にお知らせし確認いただいた上で年金記録を訂正している。	実施時期 22年10月～
	②国民年金特殊台帳 とコンピュータ記録の 突合せ	国民年金特殊台帳（国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの）とオンラインの納付記録との突合せを行った。	実施時期 20年5月～22年6月
	③被保険者記録と 厚生年金基金記録 との突合せ	国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業を行い、これらの記録の適正化を進めている。	実施時期：22年4月～
	④標準報酬等の 遡及訂正事案	不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件に該当する記録について記録の回復を進めている。 ・標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。 ・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。 ・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	実施時期：20年10月～
	⑤定期便・受給者便等	(前項①～⑤参照)	
(備考1)年金事務所段階における記録回復	年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。 ・厚年遡及訂正事案(給与明細等がある場合、約6.9万件該当事案等) ・厚年脱退手当金事案(いわゆる「まだら事案」等) ・国年事案(確定申告書等がある場合、1年以下または2年以下の未納期間等) ・包括的意見による基準(賞与事案、同一企業等内転勤事案等)		
(備考2)年金記録確認第三者委員会	年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行う。		開始時期 19年6月～

2. 対策の作業進捗状況

対策	作業進捗状況		
	対象数(A)	処理数(B) (B/A%)	
I・未統合記録の 解明	①特別便 (24年2月末)	(受付状況) ・回答件数 約8,150万人 うち「訂正あり」 約1,298万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約6,853万人 〔・未回答 約2,487万人〕 〔・未送達 約236万人〕	(処理状況) ・処理数 約1,244万人(96%) うち記録判明 約916万人
	フォローアップ照会 (24年2月末)	(対象者) ・対象者 約88万人 うち接触ができた人数 約77万人 … 対象者(A) うち接触困難等 約11万人	(処理状況) ・処理数 約77万人(ほぼ100%) うち記録判明 約59万人
	②黄色便 (24年2月末)	(受付状況) ・回答件数 約165万人 うち「訂正あり」 約152万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約13万人 〔・未回答 約85万人〕 〔・未送達 約12万人〕	(処理数) ・処理数 約151.9万人(ほぼ100%) うち記録判明 約130万人
	③グレー便 (24年2月末)	(受付状況) ・回答件数 約58万人 … 対象者(A) 〔・未回答 約9.3万人〕 〔・未送達 約0.5万人〕	(処理数) ・処理数 約55万人(95%) うち記録判明 約44万人 ・接触困難等 約3万人(5%)
	④定期便 (24年2月末)	(受付状況) ・回答件数 約210.7万人 … 対象者(A) 〔・未送達 21年度 約122万人〕 〔・未送達 22年度 約103万人〕	(処理数) 約210.7万件(ほぼ100%)
⑤受給者便 (24年2月末)	(受付状況) ・回答件数 約85.6万人 … 対象者(A) 〔・未送達 約32万人〕	(処理数) 約85.6万件(ほぼ100%)	
II・記録の 正確性の 確保	①紙台帳等とコンピュータ 記録の突合(24年1月末)	約8,100万人 ※遺族年金の基となっている死亡者を含む	約2,601万人(約32%)
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ 記録の突合(24年2月末)	3,096万件	3,096万件(100%)
	③被保険者記録と厚生年金基金 記録との突合せ(23年9月末)	(延べ人数) 3,733万人 (注)対象オンライン記録数約4,000万件 について、名寄せ等を行った件数	3,441万人(約92%)
	④標準報酬等の 遡及訂正事案 (24年2月末)	2万件戸別訪問調査 ※「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」して おり、「記録回復の申立ての意思あり」との回答が あった事案(従業員事案) 1,602件	1,602件(100%)
(備考) 記録回復の申立ての処理状況 (事務所段階・第三者委員会) (24年2月末速報値)	記録回復の申立て件数(累計) 245,999件 うち年金事務所段階における記録回復 8,639件 (厚生年金 6,884件、国民年金 1,755件) 申立ての取下げ 17,777件 第三者委員会への送付 224,054件 (参考)第三者委員会へ送付されたもの(累計) 224,084件(24年2月26日時点)のうち、 あつせん 99,891件、非あつせん 110,014件、申立ての取下げ等 10,431件		

3. 対策の成果

課題	対策	回復人数等
I. 未統合記録 (5,095万件) の解決	特別便等 各種便 ①～⑤ (23年12月末)	1,274万人(平成18年6月以降) 〔受給者568万人〕 〔被保険者等706万人〕
II. 記録の 正確性の 確保	①紙台帳等とコンピュータ 記録の突合せ (24年1月末)	347,850人 〔回復見込額の累計(年額)約40億2千万円〕 〔増額となった方一人当たり平均(年額)約1.2万円〕
	②国民年金特殊台帳と コンピュータ記録の突合せ (24年2月末)	7.9万件(うち再裁定進達7.0万件) 〔増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円〕
	③被保険者記録と厚生年金基金 記録との突合せ (24年2月末)	155,160件 (一つのオンライン記録につき複数の不一致の 理由がある場合はそれぞれを1件と計上。)
	④ 標準報酬等の 遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 (従業員事案1,602件) (24年2月末) 年金事務所段階における記録回 復(2万件戸別訪問調査対象者以 外を含む)(24年2月末)

記録訂正による
年金額(年額)
の増額の累計
(平成20年5月以降)

762億円
(165万件)

〔65歳から受給した場合の回復総額(生涯額)〕
約1.6兆円
(24年2月)

(参考2)

平成22年3月26日
日本年金機構理事会決定
平成23年3月25日改定

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

	23年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年度	25年度	
1 資格照会 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ①22年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 ②23年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 (2) 加入者 23年3月以前受付分													
				処理困難ケース									
					処理困難ケース								
2 ねんきん定期便 ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分													
				処理困難ケース									
3 受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便） ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分													
				処理困難ケース									
4 標準報酬等の遡及訂正事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん定期便等に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、記録回復を進める ・滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討 												
5 年金事務所段階での記録回復の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する基準及び、22年4月に定められた脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ更なる記録回復方策を検討 												

(備考1) 共済組合等への照会を要するものについては、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す
 (備考2) 厚生年金等の旧台帳に係る調査において突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットを活用した突合せにより一致した者に対し、23年度中に確認のお知らせを送付

〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕

〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕

〔23年9月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）〕

〔23年12月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）〕



〔23年9月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）〕

〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕

〔23年12月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）〕

〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕

〔23年12月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）〕

	23年度												24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う ・22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、きめ細やかな相談対応を行う ・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、必要な対応を行う 													
7 厚生年金基金記録との突合せ	<div style="text-align: right;">〔 24年10月末までに基金等から報告があったものについて 25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める 〕</div> 													
8 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行う ・23年度に、年金事務所において突合せの受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する ・紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する 													
9 再裁定等	<ul style="list-style-type: none"> ○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する。 ○再裁定の処理: 2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。 ○時効特例給付: 支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを旨とする。 ○特別加算金の支給: 遅延加算金法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。 													

※環境の整備等

1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

① サービスの向上

- ・秋を目途に、ねんきん見込み額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、協力の得られた市区町村や郵便局において提供を行うとともに、その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。
- ・24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。

② 年金記録問題への活用

- ・秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- ・24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- ・ねんきん定期便を送付する際、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
- ・ねんきん特別便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、秋以降順次、改めて送付を行う。

3 その他

- ・年金相談体制の充実を図る。
- ・年金記録の確認に係る情報など、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

【備考】23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。

